

(別紙)

申立書類チェックリスト

1 申立書類

- 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているかご確認ください。）
- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- 同意行為目録【補助開始申立用】
- 申立事情説明書
- 親族関係図（作成に当たっては、「親族の意見書について」の2項の推定相続人の範囲をご参照ください。）
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表
- ※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

2 添付書類

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
（成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」をご覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でもご覧いただけます。
- 診断書附票
本人の鑑定をお願いすることになった場合に、診断書を作成された医師（主治医）に鑑定を引き受けていただくことができるかどうかをお尋ねする書類です。
- 本人情報シート写し
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」をご覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でもご覧いただけます。
- 本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方

法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) をご覧ください。

なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- 本人の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
- (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
 - 同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
- 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 戸籍関係書類（住民票を含む）の原本の還付を希望されるときは、コピーと一緒にご提出ください。

【後見・保佐・補助開始の審判の申立てに必要な手数料等一覧】

	収入印紙 (申立手数料)	連絡用の郵便切手		収入印紙 (登記手数料)	備考
		(合計)	(内訳)		
後見開始の審判の申立て	申立て1件につき 800円分	3,240円分	500円×4枚, 84円×10枚, 10円×10枚, 50円×5枚, 2円×10枚, 5円×6枚	2,600円分	
保佐、補助開始の審判の申立て	申立て1件につき 800円分	4,240円分	500円×6枚, 84円×10枚, 10円×10枚, 50円×5枚, 2円×10枚, 5円×6枚	2,600円分	★

★ 保佐、補助開始の審判の申立てと同時に、代理権や同意権の付与を申し立てる場合は、それぞれの申立てについて収入印紙（申立手数料）800円分が別に必要となります。